

三宅シツ記念奨学金規程

一般財団法人 国際文化財団

一般財団法人国際文化財団
三宅シツ記念奨学金規程

第1章 総 則

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人国際文化財団（以下本法人という）定款第4条第1項第1号に定める奨学金の貸与を、適切かつ円滑に行うために定めるものである。

(奨学生の資格)

第2条 本法人の奨学生となり、奨学金の貸与を受けることができる者は、学校教育法に定める大学（大学院及び短期大学を含む）に在学する女子学生で、学業人物ともに優秀かつ健康であって、学資等の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学金の貸与期間と金額)

第3条 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修業期間とする。ただし、奨学生が貸与期間終了後、大学院もしくは他の大学、または、これらと同程度の他の学校に在学する場合は、願い出によって、奨学金の貸与を延長することができる。

2 前項の期間中に貸与する奨学金の額は、月額40,000円とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の貸与

(奨学生願書の提出)

第4条 奨学生志望者は、奨学生願書に、在学証明書を添えて本法人に提出するものとする。なお、奨学金の貸与延長を受けようとする者は、在学証明書を添えて、連帯保証人と連署のうえ、「奨学金貸与延長願」を本法人に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を本人に通知するとともに直近の理事会に報告する。

2 前項の採用決定を受けた者は、連帯保証人と連署した誓約書を本法人に提出するものとする。

3 「奨学金貸与延長願」が提出されたときは、理事会が審査して決定し、その結果を本人に通知する。

(奨学金の給付)

第6条 奨学金は原則として、5月、8月、11月、翌年2月にそれぞれ3ヶ月分を交付する。

2 奨学金の交付は、採用手続きの際、本人から申告された口座への指定銀行振込によるものとする。

3 本人口座を変更した場合、直ちに本法人宛に届け出なければならない。

(学業成績と生活状況の報告)

第7条 奨学生は、本法人が求めたときには、当該年度の学業成績表および生活状況報告書を理事長に提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、直ちに本法人に届け出なければならない。

- 一 休学、復学、転学または退学したとき
- 二 停学その他の処分を受けたとき
- 三 連帯保証人を変更するとき
- 四 本人または連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止)

第9条 奨学生が休学し、または長期に亘って欠席したときは、奨学金の給付を休止または停止する。

- 2 奨学生の学業または性行などの状況により、補導上必要であると認めるときは、奨学金の給付を停止することがある。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規程により、奨学金の給付を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長または連帯保証人の意見を徴して、奨学金の貸与を廃止することがある。

- 一 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
- 二 偽りの申請、その他不正な手段によって貸与を受けたとき
- 三 第9条2項の事由により奨学金を休止後、第10条の願い出により奨学金を復活した後、事由の改善が確認されないとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、随時、奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金借用証書の提出)

第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、奨学金借用証書として「奨学金返還誓約書」を作成し、連帯保証人と連署のうえ、直ちに本法人に提出しなければならない。

- 一 卒業もしくは修了、または奨学金貸与期間が満了したとき
- 二 第11条の規程により、奨学金の貸与を廃止されたとき
- 三 退学したとき
- 四 奨学金を辞退したとき

(奨学金の利息)

第14条 奨学金の貸与は、無利息とする。ただし、正当と認められる理由なくして返還が遅滞するか、または、返還期間が10年を経過した後は、残額につき年五分の利息を付する。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第15条 奨学生が、第13条の各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、10年以内に、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

- 2 貸与期間が最短修業年限に満たない場合は、返還は貸与期間の2.5倍以内の年数とする。
- 3 前二項の奨学金の返還は、年賦、月賦、またはその他の1年以内の割賦の方法によらなければならない。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰り上げ返還することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、貸与した奨学金の全部または一部について繰り上げ返還させることができる。
 - 一 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
 - 二 偽りの申請、その他不正な手段によって貸与を受けたとき
 - 三 返還金の支払いを怠ったとき

(返還の延滞)

第16条 奨学生であった者が割賦金の返還を怠ったと認められるときは、その者または連帯保証人に対して請求し、本法人の指定する日までに返還未済額の全部を返済させることができる。

(返還の強制)

第17条 奨学生であった者又はその連帯保証人若しくは保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法及び民事執行法その他強制執行の手續に関する法令に定める手續等により割賦金の返還を確保するものとする。

(債権の償却)

第18条 返還の督促を行った上、その資力等の状況により回収に努めることが困難又は不相当であると認められる場合は、理事会の承認を受けて奨学金債権を償却することができる。

(奨学金の返還猶予)

第19条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合は、願い出によって、奨学金の返還を猶予することができる。

- 一 災害により損害を被ったため、返還が困難となったとき
- 二 傷病により返還が困難となったとき
- 三 大学院もしくは他の大学、またはこれらと同程度の他の学校に在学するとき
- 四 医学実地修練に従事するとき
- 五 その他やむを得ない事由によって、返還が著しく困難となったとき

- 2 返還猶予の期間は、前項第三号または第四号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは1年以内とし、さらに事由が継続するときは、願い出によって、重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、第五号に該当するときは、通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願い出)

第20条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じて、それぞれ証明することができる書類を添付して、連帯保証人と連署のうえ、「奨学金返還猶予願」を本法人に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第21条 「奨学金返還猶予願」が提出されたときは、理事長が審査して決定し、その結果を本人に通知するとともに、直近の理事会に報告する。

(奨学生であった者の届出)

第22条 奨学生が第13条各号の一に該当するときは、直ちに連帯保証人と連署のうえ、その住所および職業を本法人に届け出なければならない。

- 2 奨学生であった者が、他の大学または大学院に入学し、もしくは復学したときは、在学証明書を添えて、直ちに本法人に届け出なければならない。
- 3 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に、氏名、住所、職業、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに本法人に届け出なければならない。
- 4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき、またはそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに本法人に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第23条 奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は死亡診断書を添えて、直ちに死亡届を本法人に提出しなければならない。

- 2 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は死亡診断書を添えて、直ちに死亡届を本法人に提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第24条 奨学生または奨学生であった者が死亡し、または不具廃疾のため精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、その奨学金の返納未済額の全

部または一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときは、その全部または一部の返還を免除することができる。

(返還免除の願い出)

第 25 条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人または相続人は連帯保証人と連署のうえ、次の各号の書類を添えて、「奨学金返還免除願」を本法人に提出しなければならない。

- 一 死亡によるときは、戸籍抄本、不具廃疾によるときはその事実および程度を証する医師または歯科医師の診断書
- 二 返還不能の事実を証する書類

(返還免除願い出の期限)

第 26 条 「奨学金返還免除願」は、返還不能の事由が生じたとき速やかに本法人に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと認められるときは、さらに 1 年以内その期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第 27 条 「奨学金返還免除願」が提出されたときは理事会が審査して決定し、その結果を本人または相続人および連帯保証人に通知する。

附 則

この規程は、一般財団法人国際文化財団の設立の登記の日（平成 26 年 5 月 1 日）から施行する。